

いては泉南第3陣の原告で昭和33年9月1日から同年11月26日までの3か月弱が認められた例や、石綿粉じんにはく露する作業については石綿工場に石綿原料を搬入していた運送会社の従業員も保護範囲に含まれるとされた判例など、具体的な相談に役立つ事例が多く紹介された。それ以外にも、賠償額についての説明があり、ケースによっては企業補償を受けていても国賠訴訟の

対象となる場合があることを理解することができた。

建設アスベスト訴訟については全国の裁判所で争われており、2月14日の北海道建設アスベスト訴訟の第1陣札幌地裁判決を含めた解説が行われた。今秋には東京高裁(横浜第1陣)と横浜地裁(横浜第2陣)の判決が予定されており、取り組みをさらに強める必要性を考えさせられた。(ひょうご労働安全衛生センター)

労働省作成マニュアル「石綿ばく露歴把握のための手引」を引用して、Oさんが従事した石綿ばく露作業を手引に沿って示した。

意見書を確認してもらって本人に渡し労災の手続を説明したのだが、その後進捗状況確認のため何度か電話をし、連絡がとれたときに愕然とした。Oさんが労災申請手続をまったくしていなかったことがわかったのである。

2016年5月に急きょ、Oさんの医療機関受診日に同行し、主治医に直訴して労災申請の協力及び証明の承諾をいただき、医事課では労災療養補償給付手続をして、Oさんの自己負担をなくした。依頼していた直近の休業補償給付の医師証明した書類が6月に届き、ただちにOさんの事業所所在地を管轄する中央労働基準監督署に申請した。

申請を急いでいた理由は、Oさんがひまわり診療所を訪れて2年を経過しようとしていたからである。Oさんが肺がんで受診された初診日は2014年8月20日と聞いていたので、労災保険の休業補償給付を受けられる権利は遡って2年間なので、時効にかかる可能性があった。したがって申請後、Oさんの初診日(2014年8月)から2015年1月～12月までの休業補償を中央労働基準監督署に追加申請した。

Oさんの調査は申請後すぐにはじまり、監督署の聴き取りと、事前に申請していた3名の同僚の証言もあり、懸案であった本省協議の可能性はなくなったのか?と思えたのだが、2016年11月にOさんか

## 労働者歴7年7か月の肺がん 東京●10年未満でも本省協議なしで認定

Oさんは、東建国保組合のレセプト抽出で、石綿関連疾患の可能性ありとのことから、ひらの亀戸ひまわり診療所を2014年12月に受診した。病名は肺腺がんだった。診療情報及び医療情報を精査した結果胸膜ブランク所見が認められ、労災認定基準の医学的要件は満たしているとの判断だった。ドタバタの労災申請の過程を報告する。

Oさんの職歴をおうかがいしたところ、1964年からK工務店に弟子入り。6年9か月の間、建築大工に従事。1971年からは中央卸売市場築地市場で仲卸業に26年間、2社に勤務した。その後、1997年にS工務店の下、常用大工職人として復帰したが、S工務店は10か月で廃業に至ったため、兄弟子と共同で手間請け

職人として従事。2000年4月に独立し、請け負いで一人親方として従事された。2007年11月に建設組合に加盟して、労災保険に「特別加入」した。

ここまでの経過を整理すると、労働者期間が7年7か月あり、26年3か月の間は、他業種の業務をされ、建設業復帰までブランクがあった。石綿ばく露作業従事期間が合計で10年満たないことから、本省協議事案になる可能性もあるケースだった。

聞き取りした内容を自己意見書として作成。1964年K工務店の作業が、高濃度粉じん作業であった実態、また大工見習い(小僧)時代は、現在の多能工的側面があり、解体作業も含めすべての作業に従事して粉じんにはく露したことを記した。また、厚生

ら連絡があった。向島労働基準監督署に移管されると言うのである。仲卸業から建設業に復帰した最初の事業場、S工務店は既に廃業しているが、当時の兄弟子にあたる方がS工務店の事業主証明をし、最終粉じん事業場と判断したことが理由だった。

〇さんの労災は、2016年12月16

日に給付基礎日額も決定し、認定された。

労災申請の支援については、ご本人の申請する意思や、母体組合の協力・連携を深めながら進めなければ時として進まないことを再確認した事例だっ



(東京安全衛生センター)

正規職を分けて顧客被害時の対応マニュアルと問題顧客の法的措置の有無を比較してみた。「顧客による被害に、非正規職は正規職より対応できるマニュアルや、法的措置の支援が不足していることが確認された」。

◇労働者に「最小の自律性」を付与しよう

討論会の参加者は金融労働者に業務の自律性を与えて、評価システムを改善しなければならぬと声を揃えた。チョン社会健康研究所所長は「勤労者に若干の自律性さえ与えられれば、顧客との摩擦を産み出す状況を現場で解決できる」とし、「感情労働の我慢は成果評価に繋がっているので、成果評価制の廃止や、他の評価方法を導入すべき」と提案した。特に、金融監督院が、金融会社別の悪質な苦情を収集して事例を共有し、ガイドラインを示すべきだと提案した。労組の役割についても「労組も保健医療労組のように、定期的に労働環境・健康に関する実態調査を実施し、現況を把握して救済方法を見付けなければならない」と話した。

キム事務金融労組政策室長は「金を扱う金融業の特性から来る感情表現抑圧の構造から抜け出せるように、適切な自己統制権と医療的・法的保護措置を用意しなければならない」。「労組は現場モニタリングを持続的に実施する必要がある」と話した。

2016年12月28日  
毎日労働ニュース

## 金融労働者の感情労働

### 韓国●保護措置と労組による監視必要

#### ■感情労働で「心に傷」を受けて働く金融労働者

金融労働者の10人中7人以上が、感情労働で心に傷を受けている。非正規職であるほど感情労働の保護が脆弱だった。金融当局と金融圏労使の積極的な措置が必要とされる。

ソウル労働権益センターが今年の研究事業の最終発表討論会を行った。

#### ◇「私の感情は商品」悪口・暴行に耐えて働く

チェ・ジユン金融経済研究所研究委員が金融労働者689人を対象にしたアンケートの結果を公開した。労働者のうち感情労働に弱いと思われる窓口職・コールセンター・債権取り立て・保険営業職を中心に調査が行われた。

これら労働者の一日平均勤務時間は8.76時間だった。回答者の86.3%が「攻撃的な顧客を相

手にする」と答えた。「能力外のことを要求する顧客を相手にしている」という回答が75.9%にもなった。金融機関を訪ねる顧客の指向・要求が、金融労働者に感情労働を求める要因として作用している。自身の感情を「商品のように感じる」金融労働者は72.7%だった。

「顧客対応で心の傷を受けたか」には回答者の73.5%が「そうだ」と答えた。この内「非常に受けた」は26.6%だった。チェ研究委員は「金融産業の感情労働者の4分の1ほどが、顧客との対応によって非常に激しい心の傷を受けているものと推測される」と話した。

悪口・暴力など物理的な被害に遭うケースも多い。72.3%の金融労働者が「顧客から悪口を言われた」と答え、「暴力にあった」という応答は8.6%であった。

チェ研究委員は、正規職と非